

「働く権利をまもる法律相談」

財団法人大阪府人権協会では、6月9日（月）～6月13日（金）の期間中に大阪弁護士会の協力を得て、「働く権利をまもる法律相談」（無料）を実施します。

6月は就職差別撤廃月間です

相談実施日と時間

6月9日（月）、10日（火）、11日（水）、12日（木）、13日（金）の

昼間：午後1時30分～午後4時30分

夜間：午後6時00分～9時00分

職場での嫌がらせ、セクハラ、男女雇用機会均等関係などの職場における人権侵害や、求職者が受ける就職差別や身元調査などの不当な採用選考に関わる人権問題など、働くことに関わる相談を、弁護士が面談で受けます。

➡ 相談時間は、一人1回につき約30分です。

～ 大阪人権センターまでの地図 ～

➡ 法律相談は電話予約制です。

（予約電話番号：06-6568-2983）

財団法人 大阪府人権協会

〒556-0028 大阪市浪速区久保吉 1-6-12

（大阪人権センター内）

でんわ (06) 6568-2983

FAX (06) 6568-2985

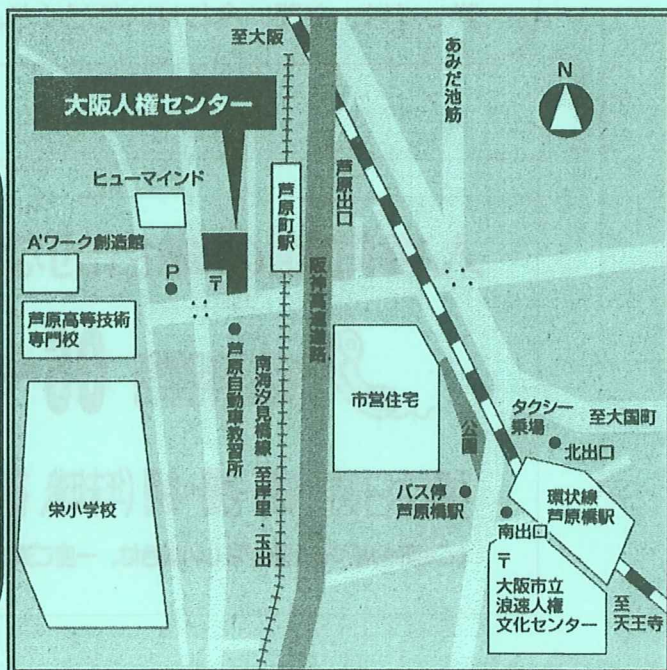
E-mail: info@jinken-osaka.jp

ホームページ <http://www.jinken-osaka.jp/>

★交通★

JR 大阪環状線「芦原橋」下車北西に約300メートル

南海汐見橋線「芦原町」下車西に約50メートル



「手話通訳利用サービス」、「一時保育サービス」の申し込み方法

当協会が実施している「人権に関わる法律相談」や「人権相談」の利用者が、安心して相談を受けれるよう、『手話通訳利用サービス』と『一時保育サービス』をおこなっています。ぜひ、ご利用ください。

手話通訳

手話通訳派遣の利用内容と法律相談の利用内容を、相談希望日の**2週間前**（原則）までに、メールまたはファックスで、大阪府人権協会まで提出して下さい。

一時保育

相談希望日の**10日前**までに、メールまたはファックスで、大阪府人権協会まで提出して下さい。

Email info@jinken-osaka.jp



FAX 06-6568-2985

「夜間法律相談」

毎月、第2水曜日の午後6時から午後9時の間で「夜間法律相談」をおこなっています。なお、2008年度は7月まで実施が決まっています。

4月9日、5月14日、7月9日（※6月は特別法律相談として実施予定）

※諸般の事情により8月以降については実施未定です。

詳しくは、お問い合わせいただくか、協会ホームページをご覧ください。

人権問題の総合的な相談窓口「人権相談」



相談専用電話 **06-6562-4040**

開設日時 毎週、月曜～金曜（年末年始、祝日をのぞく） **ごぜん9時30分～ごご5時30分**

（この時間帯での相談が難しい場合は、一度ご連絡いただき、ご都合の良い日時をお聞きしてお受けします）